

## 第 7 回分科会において整理すべき論点（機能要件関係）

（※ 本日の分科会 270 分に対し、機能要件関係 20 項目（「▶」の数）、様式・帳票関係 25 項目、合計 45 項目の論点があるため、1 項目 6 分程度で処理する必要がある。）

**（ 8 ） 異動共通**

## No. 64 異動日設定

- ▶ 原案では、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 2 9 日）については、必要あれば補正させることとして、許容しないこととしているが、複数の構成員からは、戸籍の補正は困難との意見があった。戸籍の記載ぶりに合わせる実例が示されているが、当該記載箇所についてどうするか。

**（ 1 0 ） 転出**

## No. 90 転出確定／転入情報入力

- ▶ CS から受信した転入通知情報を基に転入先の郵便番号が登録できる機能は必要か。

**（ 1 1 ） 転居**

## No. 98 続柄設定

- ▶ 以下のように改め、No. 97 に移動してはどうか。  
「なお、自治体 A\_79 のような「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、レアケースであり、ニーズが高くないことから備考に自動で「同一住所への転居」が記載できるとの機能は不要。」

**（ 1 4 ） 職権記載**

## No. 78 未届転入地入力（（ 9 ） 転入）

## No. 79 住所設定

- ▶ 未届転入は通常、転出証明書なしで行われるため、職権記載で行われると考えるか。そのため、「住所設定・未届転入」として、No. 79 にまとめて記載してはどうか。

## (16) 職権修正

No. 123、113-2 修正

- 住所修正、方書修正、住居表示など、必要に応じて戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定ができるという機能は、法令上の要件ではないが、必要か。

## (19) 出生・死亡・失踪

No. 136 出生／出生情報入力

- 性別が空欄である場合、原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上、許容されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定次第職権で記載する等について備考欄にコメントすることが適切と考えるが、どうか。

No. 137 死亡／異動条件

- 法令用語ではなく、制度として定義されていない「推定死亡」を住民記録システムにおいて位置付ける意味があるか。

## (20) 外国人・戸籍通知・特別永住者

No. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)

No. 147-2 (特別永住者/申請受理処理)

- この機能は必要か。(「必要」と「不要」の両方の意見があるため、議論する。)

## (22) CS連携・番号連携

No. 202 旧氏対応/旧氏の管理

- 旧氏の履歴管理機能は必要か。(「必要」と「不要」の両方の意見があるため、議論する。)

## 基本要件1-3 個別カスタマイズ要件書

No. B7 証明発行/発行番号記載

- 発行番号はどのようにあるべきか。質疑応答どおりで良いか、意見として出されたような別の案とすべきか。

## (1) 共通機能

### No. 4 操作権限設定

- 「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定することについてニーズがあるか。

### No. 10 文字情報基本要件

### No. 27 あいまい検索（消音化検索等を含む）（(2) マスタ管理）

- 文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うか。

## (2) マスタ管理

### No. 13 公印選択

- 公印条例に支所単位の公印を定めている団体は、条例改正が必要となることをどう考えるか。
- 指定都市・特別区における都道府県の表示についてどのように取り扱うか。

### No. 18 住所辞書管理

- 「定期的に最新の住所情報（国名を含む。）を更新すること。」としているが、1年単位等、「定期的に」についてどのように定義すべきか。
- 住所コードのかな入力について、ニーズがあるか。また、住所により郵便番号入力ができる機能について、ニーズがあるか。

## (3) 検索・照会

### No. 24 操作性

- 「端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能であること。」について、前回の案文から「短縮キー（ショートカットキー）等を使うことで、」を削ったものの、引き続き準構成員から異論があったが、記載を維持すべきか。

#### (4) 他業務連携

##### No. 34 他業務照会

- 準構成員から「職業」及び「記号番号」について不要との意見があったが、どうするか。

※ 事務処理要領には、第2-1-(2)-ノ-(ア)により、「被保険者証の記号および番号」と示されているが、法令には規定がないので、その必要性については、今回、議論する。

#### (5) 抑止設定

##### No. 40・41 異動・発行抑止

- DV 支援措置の場合、仮に被害者が支援措置の延長の申出を期限までに行わず、その結果として、支援措置の終了日をもって直ちに抑止機能が解除されると、被害者に危険が及ぶ可能性があるため、市町村では機械的に対応していないと思われる。ただし、終了日が到来すれば、アラートを表示することとしてはどうか。

#### (6) 本人通知制度

##### No. 46 登録管理

- 本人通知については、住民基本台帳制度として位置付けられていないが、住民記録システム標準仕様書としては、どのように位置付けるか。